

観音寺市へ転入予定で保育施設の申込みをされる方へ

市内の認可保育施設への申込みは、転入が決定している方のみ可能です。

たとえば

- ・転入後の住所が確定している
- ・観音寺市内に家を建てている

等

○住民票を観音寺市に移した場合でも、生活の実態が観音寺市で確認できない場合は入所できません。

○児童のみの転入では入所は認められません。どちらかの保護者がかならず児童と同世帯に転入するようにしてください。

○入所にあたり、転入の有無を確認させていただきます。

○転入確定までは仮受付になりますので、ご了承ください。

○転入が確認できない場合、入所を取り消すことがあります。

(入所月の1日時点で住民票が観音寺市にあることが必要です。)

必要書類

住居の売買契約書または賃貸借契約書等(住所・契約者・引渡日・入居予定日等の確認ができるもの)のコピー

※ 注 意 ※

転入前の住所地で保育施設へ入所されている方は、観音寺市での保育施設への入所が確定してから転入手続きをお願いします。

観音寺市の保育施設に空きがない可能性がありますので、転入してしまうと前の保育所の継続ができなくなる場合があります。ご注意ください。